



森戸よう子 ☎042-383-0514
東町 5-14-10
水上ひろし ☎042-301-9521
緑町 1-6-7 光ハイツ
たゆ 久貴 ☎042-203-1362
貫井北町 1-25-7-4101

市民相談は日本共産党へ

公立保育園廃園条例は無効 専決処分は違法 東京地方裁判所が判決を下す

2月22日、東京地方裁判所は、小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に対し、判決を下しました。

判決の主な内容は、①専決処分は違法である、②よって廃園条例は無効である、③廃園条例が無効であるため、原告のお子さんのさくら保育園への入所不許可処分は取り消す、④原告への精神的苦痛への慰謝料を払うこと

と、白井市長が2022年12月に提案した廃園廃止条例は、10対12で議会で否決となり、市は否決をもって廃園条例の違法性が治癒されたと主張しているが、そのような主張は認められない。

原告代理人の弁護士は「原告の請求を全面的に認めたもので、正当かつ画期的な判断と言える」と声明しています。市は今後、3月7日まで

白井市長 公約である都市計画道路の中止の要請が行われなまま 2路線の必要性の検証を行うと表明

小金井市議会は第一回定例会において、令和6年度の白井市長の施政方針が示されています。4つの重要課題として、4つ目には優先整備路線に關して以下のように書いてあります。「優先整備路線である小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線につきましては、施行者である東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、今後にはけと野

川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくため、適切に対応していきたいと考えております。また、都市計画道路の必要性について、独自に検証をしていきます。」施政方針に対する質疑の中で、検証していく都市計画道路の中に、市長が中止を要請すると公約している2路線も含まれていることが明らかになりました。

長は、中止の意向は変わっていないが検証すると言い、検証の結果、必要となる場合があるのはその通り、という発言は撤回するべき」と求めました。市長は「2路線は独自の検証となる。(自然環境などの)固有の課題の検証を行って、総合的に判断する。必要性があるかどうか見直し案か、市民の意向を確認するための住民投票の実施を求め、直接請求署名運動を行う方針を固めました。

庁舎等建設問題

「住民投票で決めよう」スタート集会在開かれる

「公立保育園廃止処分取消裁判の判決を受けて控訴しないことを求める要請書」を提出しました。(裏面参照)
その後、議会日程に追加があり、3月5日の建設環境委員会の終了後に、市長報告が行われることになりました。

2月23日、庁舎と福祉会館の建設を考える会は、「住民投票で決めよう」スタート集會を開催しました。

庁舎等建設問題は、白井市長と議会多数が「建設コストが高すぎる」「広場が狭くて危険」「大地震の際福祉会館部分が激しく揺れる」など問題が多すぎる現行案をそのまま強行しようとしている。

当日の集會では、参加した5人の市議会議員がそれぞれ報告。その後建築の専門家から現行案の問題点と市民案の説明がされ、その後に水上議員から直接請求署名運動の説明がされました。

参加者からは、「事業費が青天井に上がっているのは問題だ」「福祉会館も揺れない構造にしてほしい」など質問が出されました。

スタート集會には市民30人ほどが参加し、森戸、水上、たゆ議員も参加しました。

私は25日に行われた日曜議會の一般質問で、防災対策として、避難所運営の充実を求めました。能登半島地震では2月になってからも多くの被災者が避難所生活を送ってきており、その大変さを目の当たりにし、改めて平時からの対策や準備を怠らないことが大切です。



小金井市議会が2月20日から始まっていきます。今定例会は、日曜議會といつて、一般質問の持ち時間、議員1人あたり60分のうち、15分を平日ではなく日曜日に行いました。1日で全員の質問が終わります。

避難所はジェンダーや高齢者、障害者、妊産婦など様々な配慮が必要なものも多くいるため、十分な広さを保ち、被災者の人権に配慮された空間が必要で、トイレや温かい食事の確保、医療や介護を受ける必要がある方への移動の支援など、事前からの備えを行うことを求めました。(たゆ久貴)